

令和7年度
地域密着型サービス事業者
公募要項

〈サービス種類〉

- ①看護小規模多機能型居宅介護
- ②小規模多機能型居宅介護

令和7年7月
行田市高齢者福祉課

1 公募の趣旨

行田市では、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）」に基づき、市内の地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護）の整備を進めています。

地域密着型サービスの整備については、サービスの質の確保と地域バランスに配慮し、公平性・透明性・客観性を担保した手続きの下、可能な限りよりよいサービスを市民の方に対して提供することが期待できる事業者を選定するために、公募により事業者を決定するものです。

今年度は、看護小規模多機能型居宅介護事業所（看多機）について、1事業所を公募するものです。小規模多機能型居宅介護事業所（小多機）については、既存の小多機事業所が看多機事業所に転換するため、1事業所減となることから、小多機事業所の1事業所を追加で公募し、合計2事業所を令和8年度中に整備することとします。

2 公募対象事業等

(1) 整備年度

令和8年度

※令和9年3月31日までに本市の指定を受け、事業開始できること。

※後述の補助金の交付を希望しない場合は、本年10月（予定）の本市による決定後、直ちに整備を開始することができます。

(2) 募集対象サービス

① 看護小規模多機能型居宅介護事業所

・募集事業所数：1事業所

・整備地域：市内全域

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることにより、退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービス（「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」）を一体的に24時間365日提供。

また、登録利用者以外に対しても、訪問看護（訪問看護の指定が必要）や宿泊サービスを提供するなど、医療ニーズも有する高齢者の地域での生活を総合的に支える。

② 小規模多機能型居宅介護事業所

・ 募集事業所数： 1 事業所

・ 整備地域： 市内全域

小規模多機能型居宅介護

利用者（要介護（支援）者）の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、居宅に訪問し、または拠点に通わせ、もしくは拠点に短期間宿泊させ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等や機能訓練を行う。「通い」を中心として、要介護（支援）者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援する。

3 応募要件

- (1) 法人格を持つ団体（取得見込みを含む。）であること。
- (2) 事業資金の確保が確実に担保されていること。
- (3) 整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- (4) 法人及び代表者、役員（就任予定者含む）が、介護保険法第 78 条の 2 第 4 項、第 115 条の 1 第 2 項のいずれにも該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 施設等の建設（予定）地に係る都市計画法、建築基準法、その他公法上の制限等については、事前に関係機関等に確認すること。また、施設の建設、法人組織及び運営等にあたっては、消防法や行田市暴力団排除条例など、関係法令を遵守するとともに、関係機関の指導等に従うこと。
- (7) 当該事業所の利用者を原則として行田市民に限定すること。
- (8) 本公募により事業者として選定された際は、整備・運営事業者の責任において地域住民に対し十分な説明を行い、開発を認める旨の理解・合意を得ること。
- (9) 令和 9 年 3 月 31 日までに本市の指定を受け、事業を開始させること。

4 公募スケジュール(予定)

募集及び選定のスケジュール(予定)は、次のとおりです。

令和 7 年 7 月 16 日（水）～ 令和 7 年 9 月 1 日（月）	応募書類受付期間
--	----------

令和 7 年 7 月 1 6 日（水）～ 令和 7 年 7 月 3 1 日（木）	質問受付期間
令和 7 年 8 月 7 日（木）	質問回答期日
令和 7 年 1 0 月上旬	書類審査・プロポーザル審査
令和 7 年 1 0 月中旬	地域密着型サービス運営委員会
令和 7 年 1 0 月	事業者へ決定通知

（注）このスケジュールは予告なく変更する場合があります。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 7 月 1 6 日（水）～令和 7 年 7 月 3 1 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問票（※ホームページに掲載）に必要事項を記載し、下記アドレス宛に電子メールにより提出してください。電話、来訪等による質問には応じません。

E-mail : kourei@city.gyoda.lg.jp

※件名は、「地域密着型サービス事業者公募に関する質問」としてください。

(3) 回答期日及び回答方法

8 月 7 日までに質問票提出者に回答するとともに、広く周知する必要があるものについては、市のホームページに掲載しますので、閲覧してください。

また、応募状況や他の応募者に関する情報、並びに事業計画が指定基準を満たしているかなどの法令等により確認できる事項については、回答いたしません。

6 提出書類

- ① 応募に係る提出書類チェックリスト
- ② 地域密着型サービス事業者公募申請書（様式第 1 号）
- ③ 法人登記簿謄本（申請日前 3 か月以内に発行されたもの）
- ④ 法人の概要・沿革（様式第 2 号）
- ⑤ 定款（最新のもの）
- ⑥ 法人税確定申告書（税務署に報告している別表・決算書・勘定科目明細等すべて）

- ⑦ 滞納が無い旨の申出書（様式第 3 号）
- ⑧ 事業開設計画書（様式第 4 号）
- ⑨ 従業員雇用計画書（任意様式）
- ⑩ 代表者の経歴書（様式第 5 号）
- ⑪ 就業規則（写し 最新のもの）
- ⑫ 誓約書（様式第 6 号）
- ⑬ 事業所概要書（様式第 7 号）
- ⑭ 事業計画提案書（様式第 8 号）
- ⑮ 資金計画書（任意様式）
- ⑯ 収支計画シミュレーション（任意様式）
- ⑰ 整備予定地の位置図・案内図・現況の写真（任意様式）
- ⑱ 建物計画図（任意様式）
- ⑲ 事業スケジュール（任意様式）
- ⑳ 事業予定の土地・建物登記簿謄本
- ㉑ 人材確保・育成計画（様式第 9 号）

7 応募の手続き

(1) 応募書類の提出期間

令和 7 年 7 月 1 6 日（水）午前 9 時～ 令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 5 時 まで

※期限厳守

(2) 提出先及び提出方法

提出先 ： 行田市 高齢者福祉課 介護保険担当（市役所 1 階 9 番窓口）

提出方法：持参のみ。郵送等は不可とします。

必ず電話で予約の上、ご来庁ください。

電話：0 4 8－5 5 6－1 1 1 1（内線 2 7 6）

（土・日曜日、祝日を除く午前 9 時 0 0 分から午後 5 時まで）

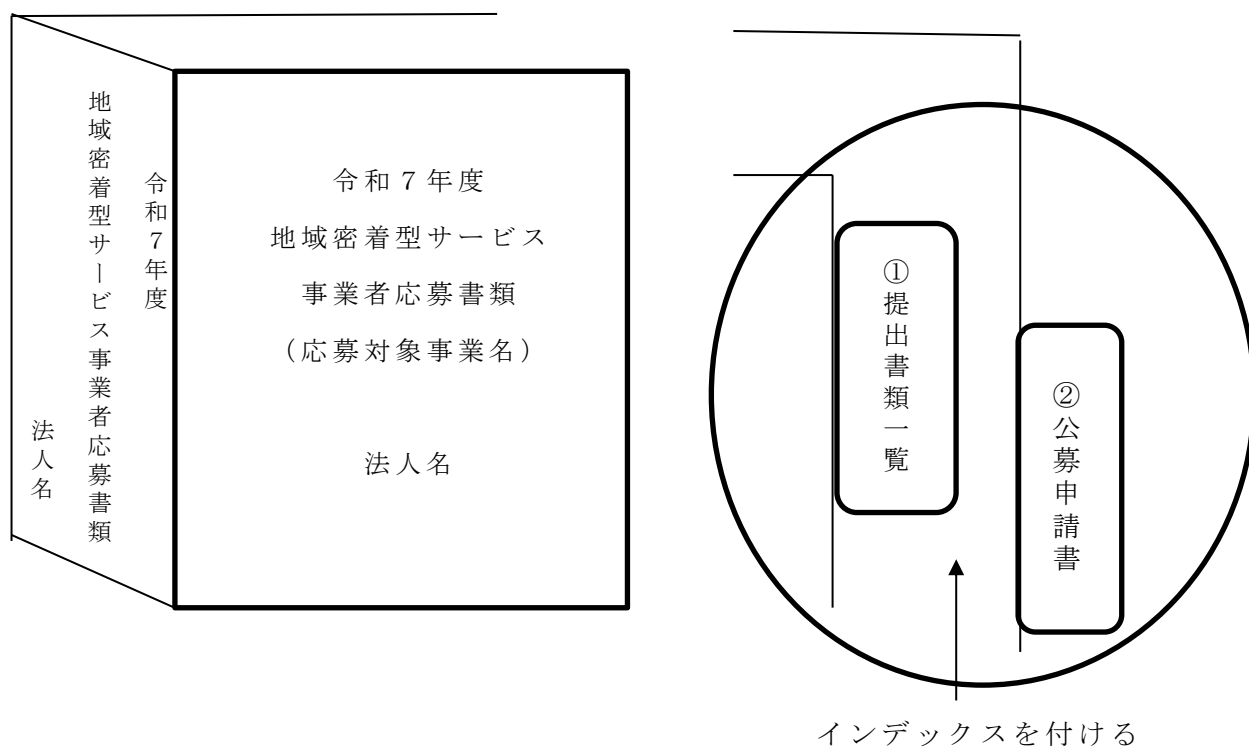
8 作成上の注意等

- (1) 提出書類は、別添の提出書類一覧のとおり順番にして提出してください。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 様式を定められているものは、原則として指定様式を使用してください。
- (4) 証明書等規定のものを除いて原則 A 4 サイズにしてください。図面につい

ては、A 3 サイズで作成し、A 4 サイズ（Z 折り）に折り込んでください。

- (5)書類名（略称可）が分かるように右端にインデックス（別添の提出書類一覧に記載している番号＋書類名を記入）をつけてください。また、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付の上、綴ってください。
- (6)提出は、正本 1 部、副本 6 部の合計 7 部提出してください。なお、副本は正本をコピーしたもので構いません。（副本には、原本証明は不要）
- (7)提出書類は、フラットファイルを用いて、A 4 判左穴あけ綴りとしてください。フラットファイルの表紙・背表紙は下記のイラストを参考にして作成してください。（ホッチキスを使用しないこと）
- (8)書類提出後の計画変更、書類の差替え等は、募集期間内であれば可能ですが、受付締め切り後は選考結果に影響を及ぼすため認められません。
- (9)事業予定者選定にあたって本市が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。
- (10)公募申請書の各様式は、行田市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてご利用ください。

（提出書類の綴じ方の参考例 A 4 フラットファイル）



9 審査方法

事業者の選定に際し、書類審査とプレゼンテーションによる審査を行います。

選定の基準は、下記の「選定基準の着眼点」に照らして評価を行います。

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 提出書類の内容について、プレゼンテーションを行います。

① 実施日：令和7年10月上旬

実施時間、場所等については、別途通知します。

② 出席者：3名以内とします。

③ 説明等

ア プレゼンテーションの時間は、1事業者につき15分以内とします。

イ プレゼンテーション終了後、15分程度質疑の時間を設けます。

ウ プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各事業所で用意してください。スクリーン、プロジェクター及び電源については、こちらで用意します。

※パソコン接続の不具合に備えて、替わりの資料を備えておくことも可能です。なお、配布資料は事前に提出した内容に沿った内容のみとし、それ以外の配布は認められません。

◎選定基準の着眼点 行田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例

☆市の条例で定めているもの

	評価項目	評価内容
1	地域密着型サービス事業の基本理念・実施方針	・地域密着型サービス事業の基本理念・実施方針 ・事業予定地の選定理由
2	企画提案の内容	・資金計画、整備計画等の状況 ・代表者・管理者の経歴 ・事業を運営するに足る実績・経験があるか、 他市町村における同一あるいは他の介護サービス事業運営の実績

3	施設・設備に関すること	・土地の有効活用 ・立地状況（敷地面積、周辺環境等） ・用地、施設確保の確実性 ・施設の有効活用 ☆施設の面積・構造 ☆設置基準への適合 ☆消防設備の状況、防火安全対策、非常災害対策 車椅子トイレ、機械浴室など重度者への対応設備 ・職員の待遇への配慮した設備（福利厚生施設） ☆個人情報保護に係る設備
4	介護人材に関すること	・人材の有効活用 ☆研修受講者及び受講予定研修の状況 ☆研修体制、スキルアップ計画について ・人材確保、離職防止に対する取り組み ・雇用形態、職員の情報共有、健康管理について
5	利用者のケアについて	☆身体拘束等の虐待防止対策及び考え方 ☆プライバシーへの考え方 ☆利用者の状態、意向に配慮したサービス計画作成の考え方 ☆個人情報の管理方針と管理方法 ☆苦情処理のための体制（苦情処理規定の策定状況）
6	非常災害、感染症等への対応	☆事故防止・安全対策 ☆感染症対策 ☆施設における衛生管理体制 ☆非常災害時の体制・対応
7	地域との連携	☆開設にあたり地域住民の理解を得るための考え方及びプロセス ☆運営推進会議に対する考え方及びメンバー構成 ☆医療・福祉機関等との連携
8	独自提案等	・独自の提案等 ・事業所運営の特色や工夫

(2) 事業予定者の選定

事業者の選考は「行田市地域密着型サービス運営委員会」に諮り、選定します。

(3) 結果については、応募者全員に通知します。

(4) 審査結果によっては「該当なし」とし、指定予定事業者の決定を行わないことがあります。書類審査及びプレゼンテーション審査における各審査委員の持ち点を合計した平均点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、「選外」とします。

- (5) 審査・決定結果に対する質問・異議には応じられません。
- (6) 選定された事業者は、準備が整い次第、すみやかに施設整備に着手してください。
- (7) 建設（改修）等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、行田市に指定申請書※を提出してください。

※「行田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則」第2条第1項の規定による申請書

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) プレゼンテーションに出席しなかったもの。
- (3) 虚偽の申請を行い、指定予定事業者の資格を得たもの。

11 留意事項

- (1) 土地・建物について

土地・建物については、事業実施に支障がないか等を事前に関係機関等と調整を図っておいてください。

【土地・建物を購入により取得する場合】

応募の段階では所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できれば可能。その場合は条件付契約書（※）などを添付してください。

【土地・建物を賃借する場合】

応募の段階では賃借が開始されなくても、賃借が確実であることが確認できれば可能。その場合は条件付契約書（※）などを添付してください。

※公募で選定されなかった場合は、契約等が無効であることなどを明記したものなど。

- (2) 関係法令の遵守について

介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及びその他関係法令を遵守していることが前提ですので、法令等の規制がある場合は、関係機関と十分に協議を行ってください。

- (3) 地域住民等への説明について

・事業運営のために地域住民等との連携が必要ですが、建物を新築・増改築する場合は工事を行うことについても事前に了承を得られるようにしておいて

ください。

- ・開設予定地の地域住民等（自治会や町内会、隣接地権者など）については、建物と事業内容等についての説明を行い、その説明経過等を提出してください。

※ 地域住民等への説明は、承諾書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し協力が得られる状態であることが重要です。

今回の応募に際して地域への説明を行う場合は、「行田市の事業者公募に応募し、選定されることが条件であるため事業化されない場合がある」旨を資料に記載するなど誤解のないように十分注意して行ってください。

12 禁止事項と欠格事項等について（重要事項）

- (1) 応募書類の提出期限後は、次に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

- (2) 選定された後に次に該当する場合、審査結果に関わらず不適とします。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
- ・整備計画（図面等、その他軽微な変更含む）を市の承認なく変更した場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

13 その他の事項

応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。

応募書類の提出に要する経費については、選定結果に関わらず、本市は一切負担しません。

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(選定前までの辞退について)

書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名の署名、代表者印の押印のある辞退届を提出してください。(様式任意)

(選定後の辞退について)

事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすことになります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業を実施できる見込みをもって応募してください。

事業予定者として選定後に辞退した事業者又は令和9年3月31日までに地域密着型サービスの事業者指定を受けることができなかった事業者は、今後の整備計画の推進にあたり、事業者選定の対象から除外するなど不利益を科す場合があります。

事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等の公表及び必要に応じて、委員会等へ説明を行っていただきます。

市の審査を通過したことをもって建築基準法等関係法令の制限等が緩和されることはありません。

14 施設整備費の補助金について

- (1) 事業所整備に対する補助金については、「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」を活用することも可能です。ただし、この補助金は市による事業者決定後に、県において、交付金申請が審査されることとなることから、採択されなければ事業者への補助金はありません。したがって、その場合でも事業実施が可能である場合に公募に応募してください。(市単独の補助金はありません。)
- (2) 補助金の活用を希望する事業者は、令和8年度中に整備することとなり、県の交付決定前に整備事業に着手することはできません。交付決定前に着手した場合は、交付の対象外となりますのでご注意ください。また、工事業者の選定や物品の購入等の際の業者決定に当たっては、原則として一般競争入札等が必要とされているため、入札前に行う公示等の手続や期間を考慮してください。
- (3) 令和8年度内に整備を完了する必要があります。このため、工期スケジュールが非常にタイトなものになることが予想されますので、当該補助金を活用する場合は、十分に対応できるよう計画してください。

- (4) 補助金を活用した場合、当該補助金により造成された財産については処分制限がかかります。制限期間中は、原則として売却や譲渡等を行うことはできません。

【問い合わせ先及び書類の提出先について】

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号（行田市役所1階9番窓口）

行田市役所健康福祉部高齢者福祉課

電話（代表）048-556-1111 FAX 048-564-1315

提出書類の様式は、行田市ホームページからダウンロードしてください。

※公募に関する応募状況、審査状況については回答できません。